

答申第 800 号

諮問第 1372 号

件名：仮に年齢を記載しないことが不適法であるとして公安委員会が審査請求人の同意もなく諮問中となっている事件を取り下げることができる規定ないしはその法的根拠が分かる情報の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 2 月 2 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 17 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、次のとおりである。

異議申立人の求める情報を、管理していないはずがない。

愛知県情報公開条例第 1 条に規定する県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進を求める。

現に、愛知県公安委員会が、行政不服審査法に規定のあるだろう諮問事件の「取下げ」とする法律行為を独自の解釈により決定し行っている。仮に、法に規定のない行為を公安委員会が行えば、不適法な行為であるし、又そのことが個人の権利を侵害するものとなれば、公務員職権濫用罪の適用となる。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 異議申立人の主張

毎回、異議申立人による開示請求書記載内容の訂正を強要する愛知県警察本部 A らにより今般執拗に強要された「年齢」の記載について

は、過去に愛知県警察に対する開示請求において何回でも「年齢」を記載することなく開示請求の受理が為され諮問が行われており、その他の市町村、及び国に対する開示請求においても「年齢」を記載することなく受理が為されている。

行政不服審査法を管轄する総務省によれば、「年齢」の記載については、必ずしも必要な記載事項ではなく、記載を強要するものではない。近々記載事項から削除される項目である旨回答を得ている。

(イ) 公安委員会による不開示理由説明書について

「本件請求対象文書は、愛知県公安委員会が愛知県個人情報保護条例第 43 条第 1 項の規定により愛知県個人情報保護審議会に行った諮問について、当該諮問に係る審査請求書に年齢が記載されていないことが不適法であるとした場合に、審査請求人の同意なく、当該諮問を取り下げることができる規定又は法的根拠が分かる文書であると解した。」とするが、全くの独自の見解である。

そもそも、審査請求された側が取り下げる行為自体が違法であり、不適法であるので、「取下げ」を規定した法律などは存在しない。

(ウ) 結論

「愛知県警察本部 A らが行った「取下げ」は、法に規定のない個人の権利を侵害する違法行為であるので、開示請求情報は存在致しません。」とすべきである。

愛知県公安委員会による違法（不適法）な「取下げ」について、異議申立人の権利として、再度、その諮問を求めるものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、愛知県公安委員会が愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号）第 43 条第 1 項（当時。以下同じ。）の規定により愛知県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に行った諮問について、当該諮問に係る審査請求書に年齢が記載されていないことが不適法であるとした場合に、審査請求人の同意なく、当該諮問を取り下げることができる規定又は法的根拠が分かる文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

愛知県個人情報保護条例第 43 条第 1 項には、「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に諮問しなければ

ならない。」とあり、同項各号の一つとして、第1号に「不服申立てが不適法であり、却下するとき。」とある。

愛知県個人情報保護条例解釈運用基準(平成17年3月30日付け16広報第1021号県民生活部長通知)(当時)によれば、審査請求が「不適法であり、却下するとき」とは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「旧行政不服審査法」という。)第40条第1項に基づき却下する場合を意味するとし、該当するケースとして、「不服申立適格のない者からの不服申立てであるとき」、「不服申立書の記載の不備について、補正を命じたにもかかわらず、不服申立人が補正を行わないため、形式的不備のある不服申立てであるとき」等が例示され、このようなケースについては、審議会の意見を聴くまでもなく、客観的に判断できるものであるので、諮問を要しないとあるが、諮問した案件の取下げの可否や根拠についての記載はない。

ところで、審査請求書の記載事項を定める旧行政不服審査法第15条によると、同条第1項第1号において審査請求人の年齢が記載事項の一つとされており、この記載事項を満たさない形式的不備は、旧行政不服審査法第40条第1項の「審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」のうち「その他不適法であるとき」に一応は該当するが、旧行政不服審査法にも、愛知県個人情報保護条例第43条第1項の規定により審議会に諮問した案件の取下げの可否についての規定はない。

念のため、愛知県個人情報保護条例を所管し、審議会の庶務を処理する愛知県民生活部県民総務課において、本件請求対象文書を探索したが、存在しなかった。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

旧行政不服審査法第15条は、審査請求書の記載事項を定めており、その一つとして、第1項第1号に審査請求人の年齢が定められている。

よって、本件請求対象文書は、特定の日付及び文書番号により愛知県公安委員会が審査請求に係る諮問の取下げをしたことについて、愛知県個人情報保護条例の規定には、遅滞なく審議会に諮問しなければならないとあるが、仮に審査請求書に年齢を記載しないことが不適法であるとして、愛知県公安委員会が審査請求人の同意もなく、審議会に諮問中である諮問案件を取り下げることができる規定又は法的根拠が分かる文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 愛知県個人情報保護条例は、第43条第1項において、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服申立てがあった場合における審議会への諮問を実施機関に義務付けるとともに、諮問を要さない場合を同項各号で定めているが、諮問の取下げについての規定はない。

また、当審査会において愛知県個人情報保護条例解釈運用基準（当時）を見分したところ、諮問の取下げについての記載はなかった。

イ 審議会への諮問は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての不服申立てに係る調査審議を審議会に行わせ、その答申を踏まえて実施機関が当該不服申立てに係る決定又は裁決を行うためになされるものである。よって、明文の規定はなくとも、不服申立てが取り下げられた場合など、審議会の答申を踏まえて決定又は裁決をすべき不服申立てが存在しなくなれば、実施機関が諮問を取り下げることとなることは明らかであると解される。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書が不存在であることについては、前記(3)において述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

平成○年○月○日付け愛知県公安委員会による○発第○号、○号、○号、○号による審査請求に係る諮問の取下げについて、愛知県個人情報保護条例第43条第1項第1号の規定は、「審議会への諮問等について遅滞なく、審議会に諮問しなければならない。」とあるが、仮に「年齢を記載しないこと。」が不適法であるとして、公安委員会が審査請求人の同意もなく、諮問中となっている事件を取り下げることができる規定、ないしはその法的根拠が分かる情報。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 4. 24	諮問
27. 5. 29	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 6. 2	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 3. 18 (第484回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 7. 11 (第493回審査会)	審議
28. 8. 3 (第495回審査会)	審議
28. 8. 25 (第497回審査会)	審議
28. 9. 16	答申